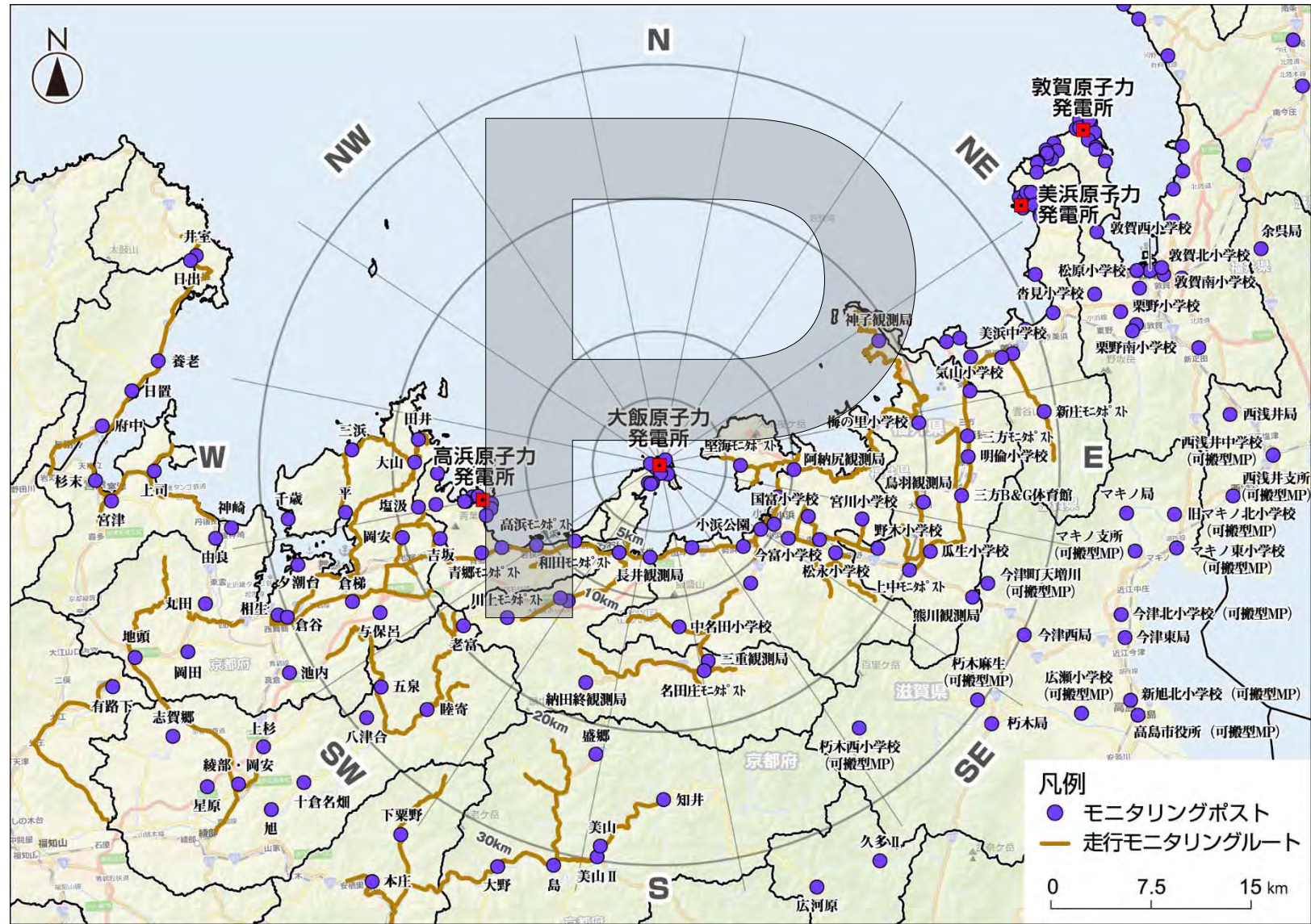


▶ **大飯**原子力発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように**UPZ内**(福井県:33局、京都府:14局、滋賀県:3局、関西電力:32局)の測定局を用いて24時間監視を行っている。



## ➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、電力事業者:60局)で、福井県域の放射線量等を測定

**規制庁に問い合わせ中**

ポスト(18台)を配備

## ➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト  
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト



ガンマ線核種分析ラボ車  
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー



資機材例  
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)



### ➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、電力事業者:2局)及び簡易型電子線量計(30台)で京都府域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備

### ➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【31台】



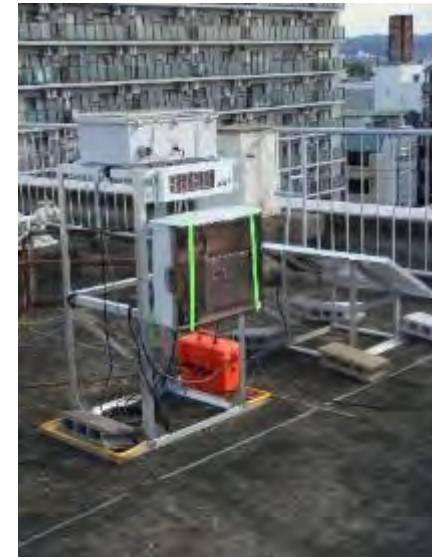
簡易型電子線量計 【30台】



モニタリングカー 【3台】  
(走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型モニタリングポスト 【5台】  
(太陽光パネル+バッテリー付)

## ➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を今年度中に配備

## ➤ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト  
(非常用発電機装備)



可搬型モニタリングポスト

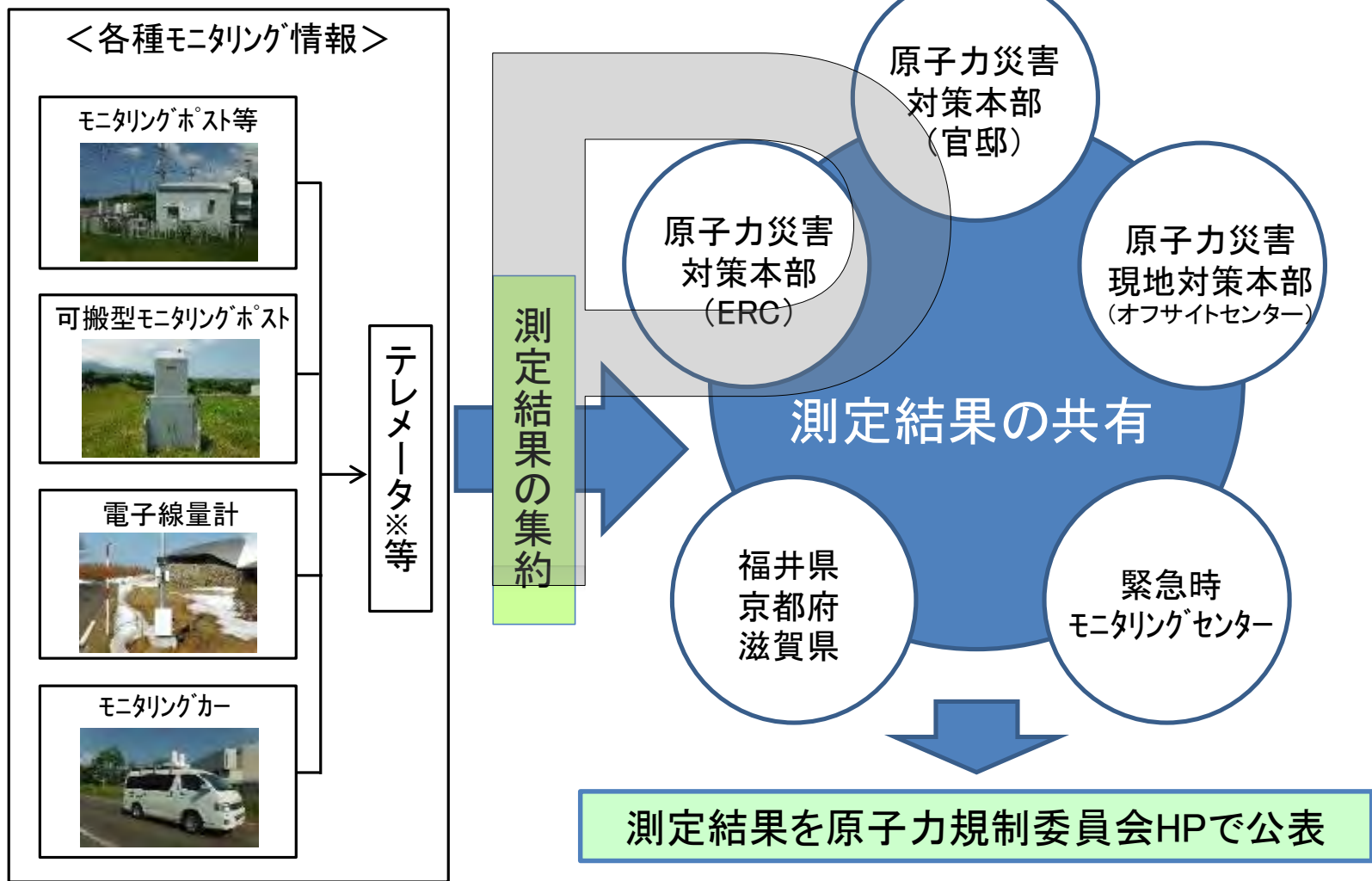


モニタリングカー



資機材例  
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)

➤ 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



# 緊急時モニタリング実施計画

- 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

福井県緊急時モニタリング計画

平成26年8月  
福井県

京都府緊急時モニタリング計画

平成26年6月  
京都府

滋賀県緊急時モニタリング計画

平成26年3月  
滋賀県

参照の上、策定及び改定

## 緊急時モニタリング実施計画(例)

### 【記載する項目の例】

#### <実施項目>

(例)

- モニタリングの継続
- 固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

#### <実施主体>

(例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

#### <情報共有／報告の体制>

#### <注意事項>

等

### 【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

# 緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数  
(福井県、京都府、滋賀県を除く。)

	可搬型モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	35	9
道府県	208	16
電力事業者	55	22
関係指定公共機関	6	2

- ※ 「平成25年度緊急放射線モニタリングシステム動員可能資機材リスト策定等業務報告書」より作成。
- ※ 各資機材については保有数を記載。
- ※ 国の資機材については、高浜地区を除く全国の地方放射線モニタリング対策官事務所に配備されているものを記載。